



※写真はイメージです

木造住宅の耐震診断と耐震改修を補助します

耐震改修促進計画を策定しました

地震による建築物の被害を未然に防止するため、比較的古い木造建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を計画的に進め、建築物の耐震化を促進するため「長門市耐震改修促進計画」を策定しました。これにより、対象となる建築物の耐震診断や耐震改修について費用の一部を補助します。

計画の目的

阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満たしていない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、人的にも大きな災害となったことから、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

その後、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震など、近年、各地で大規模な地震が群発したため、地震による被害を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、山口県においても山口県耐震改修促進計画が策定されました。これを受け、長門市においても耐震改修促進計画を策定したものです。

改修を総合的かつ計画的に進め、長門市における建築物の耐震化を促進することを目的としています。

計画の目標

長門市の耐震化の現状は、住宅で約55%、多数の者が利用する建築物等で約60%と低い状況にあります。計画では、国・県の基本方針から、住宅は約90%、多数の者が利用する建築物等は約80%とすることを目標としています。なお、目標数値は定期的に検証することとなります。

耐震診断・改修の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が、建築物の倒壊などによる圧死が原因でした。また、神戸市内では、地震が起きた直後の約15分以内に全体の92%の人が亡くなったのではないかと推定されています。この数字からわかることは、地震が起こった時に、構造的に弱い住宅から逃げ出すのはほとんど不可能だということです。

建築基準法の耐震基準は昭和56年に大きく改定され、これを「新耐震基準」と言い、この基準できちんと建てられた住宅は、阪神・淡路大震災でも大きな被害は受けていません。昭和56年5月以前に建てられた家は、地震に対する強さのチェック（耐震診断）をお勧めします。

耐震診断とは

耐震診断とは、昭和56年5月以前に着工された建物で、「新耐震設計基準」と比べて、どこを補強すればよいかを調べるものです。

耐震診断には、大きく分けて「一般診断」と「精密診断」があります。

●一般診断法

一般診断法とは、大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判定するもので、いわば、耐震改修工事の必要性について確認するもの

です。

倒壊する可能性が高い場合は、補強等の耐震改修工事の検討を更に行う方がよいでしょう。一般診断法は、精密診断法に比べると簡易に行えるのが特徴で、建物の内外装をはがさない「非破壊調査」による調査を基本としています。

●精密診断法

精密診断法とは、補強の必要性が高いものについて、建物の内外装の一部をはがした上での詳細な現地調査にもとづき、耐震改修工事の最終的な判断に利用するものです。診断を行う人は、やや高度な建築に関する知識、経験が必要となります。

耐震改修とは

「耐震改修」とは、耐震診断の結果にもとづいて、建物の地震に耐える力を高めるために行う建物の補強工事等のことです。耐震補強に要する工事は住宅の建築年代(古さ)、規模、補強工法などによって異なります。参考までに静岡県の調べでは、補強工事費の平均費用は178万円ということです。耐震診断に基づく補強計画に応じて、一般的に次のような工事が行われています。

●基礎の補強

●筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やす

●壁の量を増やし、かつ、釣り合いをよく配置する

補助の概要

市では、「耐震診断」、「耐震改修」を実施される人に対して費用の一部を補助します。

■補助対象建築物

市内にある昭和56年5月31日以前に建築された二戸建ての木造住宅

■補助の要件

所有者に市税の滞納がないこと

■補助金額

【耐震診断】費用の3分の2

（千円未満切り捨て）上限額4万円

※耐震診断費用（一般診断）4万円

～8万円程度

（状況により費用は異なります）

【耐震改修】費用の3分の2

（千円未満切り捨て）上限額60万円

■申込み方法

補助対象となる条件を確認後、都市建設課に申し込みをして下さい

■募集戸数

【耐震診断】5戸

【耐震改修】1戸

■募集期間

平成20年7月1日（火）～9月1日（月）（土・日・祝日は除く）

※応募者が募集戸数に満たない場合は、随時募集します

■問い合わせ

長門市役所 都市建設課 管理係
TEL 23-11147
または建築係
TEL 23-11149